

Zentokkyo Monthly Report 2021年8月度

(各支部の活動状況)

一般社団法人 全日本特殊鋼流通協会

U R L <http://zentokkyo.or.jp>

E-mail info@zentokkyo.or.jp

	内 容
本 部	<p>人材育成委員会 / 特殊鋼販売技士検定試験委員会 (3級講師事前会議)</p> <p>日 時 : 8/23 (月) 15:00~16:30 於 : Zoom によるオンライン会議 出席者 : 17 名</p> <p>内 容 : ①研修講座のスケジュール等について ②2021 年度販売技士 3 級研修講座について ③その他</p>
東 京 支 部	<p>特殊鋼販売技士 3 級研修講座オリエンテーション</p> <p>日 時 : 8/24 (火) 16:00~16:20 於 : Zoom 出席者 : 118 名</p> <p>内 容 : ①ログインの仕方について ②日程について ③受講時の注意点について</p> <p>特殊鋼販売技士 3 級研修講座</p> <p>日 時 : 8/26 (木) 16:00~18:00 於 : Zoom 受講者 : 148 名</p>
大 阪 支 部	<p>特殊鋼販売技士 3 級研修講座オリエンテーション</p> <p>日 時 : 8/23 (月) 11:00~11:20 於 : Zoom</p> <p>特殊鋼販売技士 3 級研修講座</p> <p>日 時 : 8/26 (木) 16:00~18:45 於 : Zoom 受講者 : 156 名</p> <p>特殊鋼三団体責任者会議</p> <p>日 時 : 8/31 (火) 15:00~16:15 於 : 鐵鋼会館 出席者 : 7 名</p> <p>内 容 : ①共催講演会・賀詞交歓会の検討について ②その他 (共催事業調整他)</p>
名 古 屋 支 部	<p>2021 年度第一回運営委員会</p> <p>日 時 : 8/3 (火) 11:30~13:00 於 : ゴランコート名古屋 出席者 : 21 名</p> <p>内 容 : ①支部長挨拶 ②本部報告 ③部会報告 ④その他 (販売技士・販売加工技士研修講座回数減について) (賀詞交歓会のコロナ対応、検討状況報告について) (事務所レイアウト変更中間報告について) (EDI 導入に向けての説明) (キャリアコンサルティングの紹介) (2022 年度総会開催方法の検討) (老後のお金 ランチタイムセミナー)</p> <p>特殊鋼販売技士 3 級研修講座</p> <p>日 時 : 8/26 (木) 16:00~18:00 於 : Zoom 受講者 : 183 名</p> <p>臨時総務部会</p> <p>日 時 : 8/31 (火) 11:30~12:30 於 : Zoom 出席者 5 名</p> <p>内 容 : 2022 年度総会開始方法の具体的内容検討について</p>
東 北 支 部	<p>運営委員会</p> <p>日 時 : 8/20 (金) 13:30~14:50 於 : 大同DMS (株) 出席者 : 8 名</p> <p>内 容 : ①特殊鋼販売技士 3 級研修講座について ②東北支部会員入会について ③10 月開催東北支部定例会中止について ④2022 年 1 月賀詞交歓会開催について ⑤その他</p>

北関東支部	特殊鋼販売技士3級研修講座（東京支部との合同開催） 日 時：8/26（木） 16:00～18:45 於：Zoom 受講者：13名
静岡支部	特殊鋼販売技士3級研修講座（名古屋支部との合同開催） 日 時：8/26（木） 16:00～18:45 於：Zoom 受講者：12名
中国支部	特殊鋼販売技士3級研修講座（大阪支部との合同開催） 日 時：8/26（木） 16:00～18:45 於：Zoom 受講者：16名
九州支部	特殊鋼販売技士3級研修講座（大阪支部との合同開催） 日 時：8/26（木） 16:00～18:45 於：Zoom 受講者：16名
青年部会	特になし

【事務局だより】

1. 経済産業省総務課より【周知依頼】

①新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等と出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）に関するお願い

令和3年7月30日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を講じるべき区域や期間が変更されました（資料1及び資料2参照）。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました（資料3参照）。

つきましては、変更された基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を実施していただきますよう、会員企業への周知をお願いいたします。

<関連資料>

【資料1】新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210730.pdf

【資料2】新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20210730.pdf

【資料3】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年7月30日変更））

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030730.pdf

また、これまでも皆様には、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の実施や出勤者数の削減に関する実施状況の公表についてご協力をいただいておりますが、引き続き下記の通り会員企業への呼びかけをお願いさせていただければ幸いです。

なお、テレワークに関するお願いは、上記【資料3】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の、P34以降に記載がございます。

1. 緊急事態措置区域において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和3年7月30日変更）。以下、「基本的対処方針」という。）にて「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」とされていること。

2. 緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）において、「職場への出勤等については、引き続き「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること」とされていること。

3. 重点措置区域において、基本的対処方針にて「職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する」とされていること。

4. 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域において、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推奨していること。

5. 令和3年5月12日付事務連絡「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」及び令和3年5月27日付事務連絡「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」でも依頼させていただいているとおり、既に公表している企業・団体がHP等を更新する際も含め、内閣官房が提示するフォーマットに沿った形で、テレワーク等の実施目標及び実績など出勤回避状況を定量的に示すとともに、テレワーク等の推進に向けた具体的な取組や工夫を併せて公表することを推奨していること。

経済産業省 HP:<https://www.meti.go.jp/covid-19/attendance.html>

※7月27日（火）公表時点で登録数は1000社となっております。

また、テレワークの導入支援を行う補助金・融資等の施策、導入に当たっての費用負担の課税面での考え方について、以下のとおり関連するHPを御紹介します。出勤回避の取組に役立てていただければ幸いです。

■IT導入補助金（テレワーク等に必要なソフトウェア等の導入時に使える補助金）

<https://www.it-hojo.jp/>

■ I T活用促進資金（日本政策金融公庫の融資制度。テレワーク向け投資には深掘りした低金利が適用）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

■ 国税庁 F A Q（従業員に対して在宅勤務手当を支払う場合の課税されない範囲やその計算方法をわかりやすく解説）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

②新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等に関する周知のお願い

令和3年8月25日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を講じるべき区域や期間が変更されました（資料1及び資料2参照）。また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました（資料3及び資料4参照）。

つきましては、変更された基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくよう会員企業への周知をお願いいたします。

【資料1】新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210825.pdf

【資料2】新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20210825.pdf

【資料3】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日）（令和3年8月25日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210825.pdf

【資料4】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210825.pdf

③【周知依頼】出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）に関するお願い

出勤者数の抑制については、これまで、皆様に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の実施や出勤者数の削減に関する実施状況の公表について、会員企業への呼びかけをお願いさせていただいているところですが、8月25日に開催された第75回新型コロナウイルス感染症対策本部での決定などを踏まえ、改めて会員企業への呼びかけをお願いさせていただきたく、ご連絡差し上げました。

昨日（8月25日）、8月27日から9月12日までを期間として、緊急事態措置を実施すべき区域（以下、「緊急事態措置区域」という。）に北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県が追加されるとともに、同じく8月27日から9月12日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下、「重点措置区域」という。）に高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県が追加されました。

全国の新規感染者数は、1か月近く過去最大の水準を更新し続けており、感染拡大の歯止めがかからず、全国的にほぼ全ての地域でこれまでに経験したことのない感染拡大が継続している状況です。

つきましては、以下の内容について、会員企業への周知をお願いいたします。

1. 緊急事態措置区域において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和3年8月25日変更）。以下、「基本的対処方針」という。）にて「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」、「職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること」とされていること。

2. 重点措置区域において、基本的対処方針にて「職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること」とされていること。

3. 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域において、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推奨していること。

4. 令和3年5月12日付事務連絡「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」及び令和3年5月27日付事務連絡「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」でも依頼させていただいており、既に公表している企業・団体がHP等を更新する際も含め、内閣官房が提示するフォーマットに沿った形で、テレワーク等の実施目標及び実績など出勤回避状況を定量的に示すとともに、テレワーク等の推進に向けた具体的な取組や工夫を併せて公表することを推奨していること。

経済産業省 HP: <https://www.meti.go.jp/covid-19/attendance.html>

※8月24日（火）公表時点で登録数は1018社となっております。

また、テレワークの導入支援を行う補助金・融資等の施策、導入に当たっての費用負担の課税面での考え方について、以下のとおり関連するHPを御紹介します。出勤回避の取組に役立てていただければ幸いです。

□ I T導入補助金（テレワーク等に必要なソフトウェア等の導入時に使える補助金）

<https://www.it-hojo.jp/>

□ I T活用促進資金（日本政策金融公庫の融資制度。テレワーク向け投資には深掘りした低金利が適用）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

□国税庁FAQ（従業員に対して在宅勤務手当を支払う場合の課税されない範囲やその計算方法をわかりやすく解説）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

参考資料

【参考】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年8月25日変更））P38～

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210825.pdf

2. 経済産業省金属課より【周知依頼】

①「健康経営銘柄2022」及び「健康経営優良法人2022」の申請受付開始について

経済産業省では、健康長寿社会の実現に向けた取組の1つとして、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、健康の保持・増進につながる取組を戦略的に実践する「健康経営」を推進しています。この度、「健康経営銘柄2022」及び「健康経営優良法人2022」の申請受付を開始しましたので、下記の通りご案内いたします。つきましては、会員企業にご周知いただくようお願いいたします。

■ニュースリリースURL

『「健康経営銘柄2022」及び「健康経営優良法人2022」の申請受付を開始しました』

<https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210830001/20210830001.html>

■健康経営銘柄の選定について

健康経営の取組の促進を図るため、東京証券取引所の上場会社の中から、特に優れた健康経営を実践している企業を「健康経営銘柄」に選定し、投資家にとって魅力ある企業として紹介します。令和3年度健康経営度調査の回答に基づき評価を行います。

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_meigara.html

※過去の選定法人はこちらから確認できます。

■健康経営優良法人認定制度について

健康経営を実践している大企業や中小企業等が社会的に評価される環境を整備することを目的に、経済産業省が制度設計を行い、日本健康会議※が認定する制度です。本制度では、大規模の企業等を対象とした「大規模法人部門」と、中小規模の企業等を対象とした「中小規模法人部門」の2つの部門により、それぞれ「健康経営優良法人」を認定しています。

※経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体が連携し、職場、地域で具体的な対応策を実現していくことを目的に組織された活動体。

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryou

※過去の認定法人はこちらから確認できます。

①健康経営優良法人2022（大規模法人部門）の認定について

令和3年度健康経営度調査の回答に基づき、要件の達成状況を判定します。大規模法人部門の上位法人は、「ホワイト500」として認定されます。

②健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）の認定について

健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）認定申請書の内容に基づき、要件の達成状況を判定します。中小規模法人部門の上位法人は、「ブライツ500」として認定されます。

■健康経営度調査の実施について

健康経営度調査とは、法人の健康経営の取組状況と経年での変化を分析するとともに、「健康経営銘柄」の選定及び「健康経営優良法人（大規模法人部門）」の認定のための基礎情報を得るために実施している調査です。

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeieido-cho